

十勝圏複合事務組合運営に関する規則

平成元年11月24日
規則第1号

改正の沿革 昭和54年規則第3号、昭和61年規則第2号、平成元年規則第1号〔釧改正〕、平成5年規則第1号、平成7年規則第1号、平成9年規則第1号、平成9年規則第1号、平成10年規則第1号、平成11年規則第2号、平成14年規則第2号、平成15年規則第1号、平成19年規則第3号、平成20年規則第1号、平成21年規則第2号、平成27年規則第1号、平成28年規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝圏複合事務組合運営に関する条例（昭和44年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 条例第7条に規定する組合の組織及び事務分掌は、別表1のとおりとする。

(長等の設置)

第3条 事務局に事務局長、課長及び係長を、十勝市町村税滞納整理機構（以下「機構」という。）に所長及び主査を置く。

2 前項に定めるもののほか組合長が必要と認めたときは、次長、主幹、課長補佐、副主幹、主査及び主任を置くことができる。

(公印)

第4条 組合の公印は、別表2のとおりとする。

(準用規定)

第5条 組合の財務、職員給与、その他必要な事項については、帯広市の次の規則等を準用する。

- | | |
|---|---------------|
| (1) 帯広市事務分掌規則 | (平成4年規則第28号) |
| (2) 帯広市事務決裁規程 | (昭和55年訓令第5号) |
| (3) 帯広市公印規則 | (昭和52年規則第6号) |
| (4) 帯広市事務処理規程 | (昭和46年訓令第10号) |
| (5) 帯広市文書編集保存規程 | (平成15年訓令第2号) |
| (6) 帯広市公用文規程 | (昭和57年訓令第3号) |
| (7) 帯広市職員給与条例施行規則 | (昭和28年規則第8号) |
| (8) 帯広市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 | (平成19年規則第35号) |
| (9) 帯広市職員通勤手当支給規則 | (昭和33年規則第17号) |
| (10) 帯広市職員住居手当支給規則 | (昭和46年規則第6号) |
| (11) 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する施行規則 | |

- (12) 帯広市職員等の旅費に関する条例施行規則 (昭和44年規則第13号)
 (昭和28年規則第9号)
- (13) 帯広市職員退職手当支給条例施行規則 (昭和60年規則第5号)
- (14) 帯広市報酬及び費用弁償条例施行規則 (昭和40年規則第17号)
- (15) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例施行規則 (昭和44年規則第12号)
- (16) 帯広市職員服務規程 (昭和27年訓令第3号)
- (17) 帯広市単純な労務に従事する職員の勤務時間等に関する規則
 (昭和44年規則第14号)
- (18) 職員団体の登録に関する条例施行規則 (昭和43年公平委規則第2号)
- (19) 地方公務員法附則第20条の規定により読み替えて適用される同法第55条の2第3項
 に規定する期間を定める規則 (平成9年公平委規則第2号)
- (20) 帯広市公平委員会処務規則 (昭和47年公平委規則第2号)
- (21) 帯広市公平委員会議事規程 (昭和26年公平委規則第1号)
- (22) 帯広市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則
 (昭和26年公平委規則第2号)
- (23) 帯広市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則
 (昭和26年公平委規則第3号)
- (24) 財務事情説明書の作成及び公表に関する条例施行規則 (昭和23年規則第10号)
- (25) 帯広市財務規則 (昭和55年規則第28号)
- (26) 帯広市会計規則 (昭和55年規則第29号)
- (27) 帯広市契約規則 (昭和39年規則第22号)
- (28) 帯広市公有財産規則 (昭和55年規則第21号)
- (29) 帯広市税外公法上の収入条例施行規則 (昭和45年規則第28号)
- 2 前項各号に定めるもののほか必要な事項については、帯広市の諸規程を準用する。

附 則 (昭和54年3月1日)

- 1 この規則は、昭和54年3月1日から施行する。
- 2 帯広市のほか十九町村高等看護学院組合運営に関する規則 (昭和44年規則第1号) は廃止する。

附 則 (昭和54年7月3日)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年2月25日)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月24日)

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合公印規程 (昭和44年規則第2号)、帯広市ほか十九町村高等看護学院事務分掌条例施行規則 (昭和45年規則第4号) 及び帯広市ほか十九町村高等看護学院組合事務専決規程 (昭和45年訓令第1号) は廃止する。
- 3 第5条第1項第24号の規定の適用については、平成7年3月31間での間においては、帯広市財務規則の一部を改正する規則 (平成5年規則第23号) による改正前の帯広市財務規則 (昭和55年規則第28号) による。

附 則 (平成5年4月1日)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月28日）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日）

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

組 織		事 務 分 掌
事務局	振興課 振興係	(1) 組合議会及び公平委員会に関すること。 (2) 交際、儀式、ほう償及び表彰に関すること。 (3) 職員（教育委員会の職員を除く。以下同じ。）の任免、 サービス、研修及び福利厚生に関すること。 (4) 職員の人事、給与に関すること。 (5) 十勝管内の市町村及び他の一部事務組合との連絡調整 に関すること。 (6) 予算決算の総括に関すること。 (7) 規約、条例、規則の制定改廃に関すること。 (8) 十勝広域市町村圏振興計画の策定及び推進に関する こと。

			<p>(9) ふるさと市町村圏事業に関すること。</p> <p>(10) 広域行政の連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 各種調査及び統計の総括に関すること。</p> <p>(12) 公印の管理、保守に関すること。</p> <p>(13) 事務局内の経理事務に関すること。</p> <p>(14) 事務局内の物品の購入に関すること。</p> <p>(15) 事務局内の文書管理に関すること。</p> <p>(16) 事務局内の庶務に関すること。</p>
	保健課	保健係	<p>(1) 看護師の養成に関すること。</p> <p>(2) 看護師の確保に関すること。</p> <p>(3) 看護師養成所の連絡調整に関すること。</p>
十勝市町村税滞納整理機構			<p>(1) 滞納処分及びこれに関すること。</p> <p>(2) 滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務に関すること。</p> <p>(3) 機構内の経理事務に関すること。</p> <p>(4) 機構内の物品の購入に関すること。</p> <p>(5) 機構内の文書管理に関すること。</p> <p>(6) 機構内の庶務に関すること。</p>

別表2（第4条関係）

公印 番号	公印の名称	形状	寸法	個数	使用区分	保管場所
1	十勝圏複合事務組合之印	正方形	45mm	1	辞令及び 一般公文書	振興課
2	十勝圏複合事務組合長之印	〃	21	2	一般公文書	振興課及び 機構
3	十勝圏複合事務組合長職務代 理者之印	〃	21	2	〃	〃
4	十勝圏複合事務組合副組合長 之印	〃	21	1	〃	振興課
5	十勝圏複合事務組合会計管理 者之印	〃	21	1	〃	会計課
6	十勝圏複合事務組合会計管理 者職務代理者之印	〃	21	1	〃	〃